

社会福祉法人きたの愛光会

身体拘束廃止に関する指針

—身体拘束廃止及びやむを得ず身体拘束をする場合の対応の手引き(マニュアル)—

令和3年9月1日

身体拘束廃止委員会

目 次

(頁)

I	身体拘束廃止	1
1	身体拘束廃止に関する考え方	1
2	介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定	1
3	日常ケアにおける留意事項	1
4	身体拘束廃止委員会の設置	1
5	身体拘束廃止に向けた各職種の役割	1
II	やむをえず身体拘束する場合	2
1	やむを得ず身体拘束を行なう場合に関する考え方	2
2	やむをえず身体拘束を行う場合の手続き等	3
III	身体拘束廃止に関する研修等	3
1	身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修	3
2	身体拘束廃止に関する指針の閲覧について	3
IV	その他	3
1.	身体拘束廃止に関する指針の閲覧について	3
2.	本指針の改廃について	3

《様式一覧》

- ・様式1 点検表
- ・様式2 緊急やむえない場合の身体拘束に関する説明書
- ・様式3 身体拘束経過観察記録票

平成28年 6月 1日
改訂 平成29年11月 1日
改訂 令和 2年 4月 1日
改訂 令和 3年 9月 1日

I 身体拘束廃止

1. 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は、入所者・利用者（以下「利用者等」という。）の生活の自由を制限することであり、利用者等の尊厳ある生活を阻むものです。

当法人では、利用者等の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

2. 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者等の行動を制限する行為を禁止しています。

<介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- (1) 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- (6) 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

3. 日常ケアにおける留意事項

(1) 身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 利用者等主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ② 言葉や応対等で、利用者等の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ③ 利用者等の思いをくみとり、利用者等の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応を努めます。
- ④ 利用者等の安全を確保する観点から、利用者等の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束廃止委員会において検討をします。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者等に主体的な生活をしていただける様に努めます。

(2) 日常ケアにおける身体拘束チェック

- ① 各施設・事業所の身体拘束廃止委員は、日常ケアにおいて、「様式1 点検票」により身体拘束の有無を確認します。
- ② ①の点検票は、「身体拘束廃止委員会」に報告し、当該委員会において、集計・分析を行ない、適正性及び適正化対策を検討します。

4. 身体拘束廃止委員会の設置

別紙「身体拘束廃止委員会設置要綱」に基づき、設置します。

5. 身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束の廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

(施設長)

- ・ 身体拘束廃止委員会の総括管理

(施設部長・介護課長・在宅課長)

- ・ ケア現場における諸課題の総括責任

(医師)

- ・ 医療行為への対応
- ・ 看護職員との連携

(看護職員)

- ・ 医師との連携
- ・ 施設・事業所における医療行為の範囲の整備
- ・ 利用者等の心身の状態把握
- ・ 正確かつ丁寧な記録の整備

(理学療法士・作業療法士)

- ・ 利用者等の心身の状態把握
- ・ 利用者等の介護(福祉)機器の利活用
- ・ 正確かつ丁寧な記録の整備

(生活相談員・介護支援専門員)

- ・ 医療機関、家族等との連絡調整
- ・ 利用者本人・家族等の意向に添った介護計画の確立
- ・ 多職種との連携調整
- ・ 記録の整備

(管理栄養士・栄養士)

- ・ 経鼻・経管栄養から経口への取り組みとマネジメント
- ・ 利用者等の状態に応じた食事の工夫
- ・ 正確かつ丁寧な記録の整備

(介護職員)

- ・ 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- ・ 利用者等の尊厳を理解する
- ・ 利用者等の疾病、障害等による行動特性を理解する
- ・ 利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- ・ 利用者等とのコミュニケーションを充分にとる
- ・ 正確かつ丁寧な記録の整備

II やむをえず身体拘束を行なう場合

1. やむを得ず身体拘束を行なう場合に関する考え方

本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行なう場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行ない、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、下表に掲げる切迫性・非代替性・一時性の三要件の全てを満たした場合のみ、本人、家族への説明同意を得て行ないます。

また、身体拘束を行なった場合は、その状況について経過記録の整備を行ない、できる限り早期に拘束を解除すべく努めます。

<緊急・やむを得ない場合の例外三原則>

- | |
|---|
| <p>① 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと</p> <p>② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行なう以外に代替する介護方法がないこと</p> <p>③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること</p> <p>※ 身体拘束を行なう場合には、上記の三つの要件を全て満たすことが必要です。</p> |
|---|

2. やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き等

緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない状況になった場合には、以下の手順に従って実施します。

(1) 組織による決定と個別支援計画への記載

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として、個別支援会議などにおいても、拘束による当該利用者の心身の損害や拘束しない場合のリスク等並びに三原則の要件を満たしているかどうかについて、組織として慎重に検討、確認をします。

その結果、身体拘束を行なうことを選択した場合は、身体拘束の緊急やむを得ない理由、目的、態様、場所、時間帯、期間等を記載した各種サービス計画を作成します。

(2) 本人・家族等への十分な説明

身体拘束を行う場合の各種サービス計画に基づき作成した「緊急やむをえない場合の身体拘束に関する説明書」（様式1）を本人及び家族等に提示し、詳細に説明し十分に理解を得られるように努めます。

(3) 必要な事項の記録

身体拘束を行った場合には、その時間や利用者の心身の状況など必要な事項を「身体拘束経過観察記録票」（様式2）に記録します。

その記録は、身体拘束解除後2年間保存します。

(4) 身体拘束の早期解除

① 「身体拘束経過観察記録票」（様式2）の記録に基づき、身体拘束廃止委員会を中心として、各種ケア会議などで定期的又は随時に身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法等を検討します。

② 再検討した結果、身体拘束の予定期間を越え、なお身体拘束を必要とする場合は、事前に本人及び家族等に経過を説明し、再度上記（1）及び（2）の手順に準じます。

③ 再検討した結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合には、速やかに本人及び家族等に報告し、ただちに身体拘束を解除します。

Ⅲ 身体拘束廃止に関する研修等

1. 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

介護に携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行います。

- ① 定期的な教育・研修（年2回以上）の実施
- ② 新規採用者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施
- ④ 上記研修の実施内容の記録の整備

Ⅳ その他

1. 身体拘束廃止に関する指針の閲覧について

この指針は、当施設・事業所に常設している他、法人ホームページにも掲載しており、いつでも自由に閲覧することができます。

2. 本指針の改廃について

この指針の改廃は、身体拘束廃止委員会で審議のうえ、理事長の承認を得ておこなうものとする。

【 点 検 票 】

令和 年 月

記号	<A>		<C>	<D>	<E>	<F>	<G>	<H>	<I>	<J>	<K>	<L>
身体拘束禁止の対象となる具体的な行為	徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る	転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る	自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む	点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る	点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける	腰ベルト、車椅子テーブルをつける 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や	立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する	脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる	他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッド等に体幹や四肢を紐等で縛る	行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に服用させる	自分の意思で開ける事のできない居室等に隔離する	該当者なし
名前	※該当する方は名前を記入し○を付けて下さい。											

点 検 年 月	令 和	年	月
委 員 長	介 護 主 任	担 当 委 員	

様式2

医 師	施設長	施設部 部 長	給 食 課 長	介 護 課 長	在 宅 課 長	介 護 係 長	看 護 係 長	介 護 主 任	相 談 主 任	記 録

緊急やむをえない場合の身体拘束に関する説明書

(ご利用者) 氏名 _____ 様

1. あなたの状態が下記の① ② ③ のすべてを満たしているため、緊急やむをえず、下記の方法・時間帯において最小限の拘束を行います。
2. 一時も早く解除することを目標に鋭意検討を行う事を約束いたします。
3. 但し、予定を過ぎててもなお、拘束が必要な場合は解除予定日の1週間前にカンファレンスを行い、再度予定日を設定し、最小日数で解除出来るよう随時検討致します。

記

- | |
|--|
| ① 利用者ご本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
② 拘束その他の行動制限を行う以外にそれに代わる介護・看護方法がない
③ 拘束その他の行動制限が一時的である |
|--|

個別の状況による拘束の 必要な理由	
拘束の方法 【場所・行為(部位・内容)】	
拘束の時間帯	
拘束すべき心身の状況	
拘束開始及び解除予定	

上記のとおり実施させていただきます。

令和 年 月 日

特別養護老人ホームこもればの里

施設長 大栄 一裕 印

記録者 印

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

氏名

(ご利用者様との続柄)

身体拘束経過観察記録表

(ご利用者) 氏名 _____ 様

拘束理由	
------	--

- ・ 切迫性 :利用者ご本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ・ 非代替性 :拘束その他の行動制限を行う以外にそれに代わる介護・看護方法がないこと
- ・ 一時性 :拘束その他の行動制限が一時的である

日付	開始時間	解除時間	拘束時間	拘束理由	特記事項	担当
	:	:	:			
	:	:	:			
	:	:	:			
	:	:	:			
	:	:	:			
	:	:	:			
	:	:	:			
	:	:	:			
	:	:	:			
	:	:	:			
	:	:	:			
	:	:	:			
	:	:	:			
	:	:	:			
	:	:	:			
	:	:	:			